

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警察庁丁運発第195号  
令和元年12月26日  
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
(参考送付先)

警察大学校交通教養部長  
科学警察研究所交通科学部長

### 牽引免許の受験機会の拡大について(通達)

農耕作業用自動車(以下「農耕車」という。)によって牽引されるトレーラタイプの農作業機については、これまで道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合しないものであったが、別添1のとおり、当該農作業機が令和元年国土交通省告示第946号により農耕作業用トレーラとして道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第一大型特殊自動車の項第一号ロに掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に指定された上で基準緩和がなされ、一定の措置を取ることを条件に道路での走行が可能となったところであるが、大型特殊自動車(以下「大特車」という。)に該当する農耕車により、車両総重量が750キログラムを超える農耕作業用トレーラを牽引して運転するためには、大型特殊自動車免許のほか牽引免許が必要となるものである。

以上を踏まえ、農林水産省においては、農業大学校等における牽引免許に係る研修の機会及び受講者数の拡大を検討しており、別添2のとおり、同省から当庁に対して協力依頼がなされたところである。

各都道府県警察においては、都道府県内の農業大学校等と連絡を密にし、可能な範囲で出張試験等に協力するとともに、運転免許試験場等においても、牽引免許の受験者の増加や大特車に該当する農耕車及び車両総重量が750キログラムを超える農耕作業用トレーラを持ち込んでの牽引免許試験実施機会の増加の可能性があることを踏まえ、遺憾のないよう適切に対応されたい。

なお、小型特殊自動車に該当する農耕車で農耕作業用トレーラを牽引する場合又は被牽引車が車両総重量750キログラム以下である農耕作業用トレーラである場合は、牽引免許を受ける必要がないことに留意されたい。

※ 別添 1 については省略

警察庁丁運収第24号

元生産第 857 号-1

令和元年 12 月 25 日

警察庁運転免許課長 殿

農林水産省生産局技術普及課長

農耕車に係るけん引免許の取得機会の拡大について（依頼）

みだしの件については、作業機をけん引した農耕トラクタに関し、本年 12 月に道路運送車両法における保安基準が緩和され、同車両の公道走行が可能となったところですが、自動車免許については、作業機をけん引する農耕トラクタが道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条に規定する小型特殊自動車の大きさの基準を超え、かつ、けん引される作業機の車両総重量が 750 キログラムを超えるものである場合は、その運転に関し、大型特殊自動車免許のほか、けん引免許が必要とされるものと承知しております。

以上を踏まえ、今後、農耕トラクタ等に係るけん引免許の取得を希望する者が増加する可能性があることから、各都道府県において適切な対応が図られるよう、貴職より各都道府県の担当部局に対し周知等を図っていただきますようお願いいたします。

以上